

平成28年度第3回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成28年10月20日（木） 午後7時00分～9時15分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

（1） 委員 菅原良次委員 斎藤利之委員 坂入真由美委員 武田和也委員
山岡つかさ委員 新倉南委員 野村明洋委員 金澤羊子委員
白石京子委員 柘植宏実委員

（2） 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
児童青少年課長
健康課長
施設給付係長
子ども政策担当主査
児童青少年係長
健康課主査

欠席者の氏名

富永大優委員 小松崎理香委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価等について
- 3 その他
- 4 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

平成28年度第3回東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思います。

委員の中で、〇〇委員、〇〇委員が今日のご都合によりご欠席との連絡が入っておりますのでそのことをご報告させていただきます。それから、お仕事の関係で、〇〇

委員、〇〇委員が少し会議に遅れてくるそうですが、そのことも皆さんにお知らせしておきたいと思います。

これから、本会議は成立しておりますので、会議を始めさせていただきます。

なお、終了時間は9時を予定しておりますので、議事が円滑に進むようよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうより、本会議での議題内容について、ご説明をお願いします。座って進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

・事務局

改めまして、皆さんこんばんは。私のほうから本会議での議題内容に関しまして、ご説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただきました次第のとおり、2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価等について」、3「その他」でございます。議題について以上でございます。

・会長

それでは、これより会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたします。傍聴希望の方はいらっしゃるでしょうか。

では入場をお願いいたします。

傍聴者の方が着席されたようですので、資料等の確認をお願いいたします。

・事務局

では、配付資料について確認をさせていただきます。

まず、事前に配付をさせていただきました資料は1点となります。

1点目の資料は、資料1「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート（平成28年10月14日版）」です。

続いて、本日、配付させていただきました資料は1点となります。資料2「東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表」です。

配付資料の確認につきましては、以上でございます。

・会長

ありがとうございました。事務局からの資料について説明がありましたが、資料の不足等がございますか。あるようでしたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続けて、前回の会議の終了後に、〇〇委員、〇〇委員より要望書が届いておりますので、ご報告させていただきます。

私のほうから〇〇委員と〇〇委員にお聞きしたいんですが、この要望書について皆さんに配付してよろしいでしょうか。

ではよろしくお願いいたします。よろしいですか。

この要望書について、基本的な内容としては、前回の会議において〇〇委員がご発

言になっておりますように、「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」についての質問や要望となっております。

今回、私、会長宛てに要望書は出されているということにより、これはまれなケースですが、これを受けて副会長と相談いたしました。事務局とも相談させていただきましたが、次のとおり整理いたしましたので、私のほうからご説明を申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、質問事項の（２）に関しては、私のほうから回答させていただきますが、会長、副会長とも実施計画策定に具体的には携わっておりませんので、その他の事項に関しても拝見をさせていただきました。質問及び要望事項内容については、市側で対応すべきものと考えておりますので、必要あれば市のほうにお尋ねいただければよろしいのではないかと考えているところです。

私のほうから要望書についての考え方なり対応については以上でございますので、何かご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ。

・委員

今、会長のほうから（２）に関してはお答えいただいたんですけども、あとの要望事項の項目に関しては、どのように、対応というのは。今、（２）に関しての答えを聞いたんですけど、要望項目に関しては、回答書ってどういうふうになるんですか。

・会長

先ほど私のほうから申し上げましたように、子育て会議として、あるいは会長として対応できるのは（２）、今説明申し上げたとおりでございます。その他については会議の私なり副会長のほうでは、皆さん、要望に関する内容については具体的に対応できる立場にございませんので、できれば事務局方もいらっしゃいますので、事務局のほうの考え方なりを質問していただければよろしいかと思えます。

はい、どうぞ。

・委員

確かにこれは会長宛てに出した要望書と質問事項ではあるんですけども、会長個人ではなく、あくまでも子ども・子育て会議全体に対して、僕と〇〇委員は質問及び要望を出したつもりなんです。

そういった意味では、確かに会長の立場でいえば、お答えができるのは、質問事項の（２）だけかもしれませんが、例えばその中で子育て会議の中の事務局として市の方々も入ってるわけですから、会長としては答えられないけども、市の事務局側としても答えられる部分があったんじゃないかと思うんですが、そういった部分はどうか。

・会長

その点について繰り返しになりますけども、今申し上げましたように、この子育て

会議としては、直接これに携わることはできないという、その他の説明を事前に話し合っておりました。

ですから、もしも具体的な内容について、市側がどう考えてやったのかということについては、事務局の方から内容を説明していただければよろしいんじゃないかと思えます。ですから、もしも〇〇委員がこの扱いについて、事務局でどういう考えかということについてももしご質問があれば、お聞きになっていただければよろしいかと。

・委員

今回、質問及び要望書を出した経過、あるいは今、会長のお答えをいただいている部分で、いろいろまたこちらからお聞きしたいこととか、委員の皆さんにも提起したいこととかあるんですけども、もちろん今回、私たち2人の委員が出したことに関して、こういった形で会長のほうに配慮いただいて、皆さんに配付していただいて、またこういった公の場に出していただいたことにすごく感謝しております。

ただ、ここでこのことに関して、ずっと話をしますと、事務局のほうで用意されていた例えば2の事項とか、そういう部分のところに入る時間が延びてしまうといけないと思いますので、まずは一旦、2のほうに行っていていただいて、その他のところで1回、またこの議題に戻していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

・会長

その意見の取り扱い、いかがですか。

・委員

というのは、できるだけ感情を押さえて発言しようとは思ってはいるんですよ。感情を出して発言することじゃないと思っていますが、非常に思い入れのある事項なものなので、そういう部分でここで例えば話をしていく中で、例えば延びて、延びて、延びてしまっ、それが例えばの話、僕と〇〇委員と、例えばこちらの事務局だけのやりとりになってしまいますと、ほかの委員の方々にご迷惑をおかけすると思うんです。そういった部分でまずほかの委員の方も含めて、議論できること、討論できること、そういうものをまず協議して先にやってから、こちらをやったほうが時間的にも有効じゃないかと思えますので、そういう提案をさせていただきました。

・事務局

ただいま〇〇委員からいただいたご提案も含めてでございますが、基本的には先ほど会長がおっしゃられた内容を踏まえて、まずは議題のほうに進めさせていただきながら、また会長、副会長のほうで議事の進行の内容等についても、議題の内容を踏まえて終わった時間のところで、また状況を見て対応させていただくということによろしいでしょうか。扱いは、先ほど会長がおっしゃられたような流れにはなると思うんですが。

・委員

先ほどお答えいただいた内容とか、その部分がまだ恐らく〇〇委員も僕も、まだいろいろ話したいことがあると思うんですけども、恐らく本当に短時間で済む内容ではないと思っているんです。

だから、そこで今、皆さんお忙しい中集って、そこでこの件だけ先にやって、延びてしまうよりかは、先に本来の議題であった2番のほうを先にやっていただいて、そこからこちらのほうをやっていただいたほうが、効率的でよろしいんじゃないでしょうかということなんです。それで今のことで終わりということじゃなくて、一旦これはお休みいただいて、きょうのこの議題だけ、お預けいただいて、この後でまた戻してくださいという要望です。

・会長

それでは、この要望書の取り扱いについては、先ほど申しましたように、この内容については(2)で、先ほど答え、それ以外の内容についての説明はできないと、僕は先ほど申し上げましたので、ただ、まだその点について疑問点があるようですので、とりあえずきょう用意されてる議事を進めまして、その後に時間の許す限り、この問い合わせについて、ほかの委員の皆さんからも意見伺って結論を出すというふうにしたいと思いますが、よろしいですか。

2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価等について

・会長

それでは、次に移らせていただきたいと思います。次第2の「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価等について」、説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、次第2、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価等についてご説明いたします。

まずお手元に資料1をご用意ください。資料1は、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート(平成28年10月14日版)」と題した資料です。

まずはこちらの資料の概要を説明させていただきまして、その後、それぞれの事業について、事業の所管課から説明をしていきたいと思います。

まず、こちらの点検・評価シートの概要について私からご説明いたしますので、前回の会議と同様に、まずサンプルとして利用者支援に関する事業についてのシートをもとにお話しさせていただければと思いますので、5ページをお開きください。お願いいたします。5ページの利用者支援に関する事業です。

既に前回の会議及び事前の送付でごらんになっているとは思いますが、こちらが東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートの一例となっております。

まず、シートの様式及び項目の種類については、特に前回の会議にてご提示、ご説明させていただいた内容から変更はございません。

今回、明確に追記させていただいた項目内容としては、シートの下の方にございます「次年度以降の方向性」です。前回の会議におきまして委員の皆様からご意見をいただいた上で、事業所管課において記載をいたしました。東久留米市子ども・子育て支援事業計画の各事業に記載がございます、今後の方向性という部分と照らしながら、今回の会議資料として追記をしてお示ししたところです。

また、趣旨の変更が伴わないような文言の修正などもあわせまして、実績の内容や所管課による評価などの項目についても、前回、各事業の説明において委員の皆様からいただいたご意見を参考に見直しをしまして、今回ご提示しております。

特にシート中段以下の点検・評価全体に関する流れの部分ですけれども、いただいたご意見に基づきまして、まず実績の内容、所管課による評価、次年度以降の方向性と、それぞれを明確に切り分けて表記しまして、記載内容の重複が極力ないように見直しております。

実績については、まずどのようなようであったか、しっかり評価を行いまして、その評価に基づいて継続して実施するということであれば、その方向性について、課題があるようであれば、課題解決の方向性について、次年度以降の方向性で記載するようにいたしました。

「○、△」や点数化のご意見もいただいておりますが、今回の点検・評価シートについては、今ご説明させていただきましたように、「実績」、「評価」、「方向性」、この3項目を明確に切り分けてご提示することで対応していきたいと考えております。

以上が点検・評価シートの概要についての説明でございます。

なお、今回のこちらの平成27年度点検・評価シートの公表については、今回の会議で委員の皆様からご意見を頂戴した後、昨年度の事業の振り返りというところもございいますので、11月の中ごろには市のホームページ等で公表していきたいと考えているところです。

それでは、各事業のシートについて説明を進めてまいります。説明の流れとしましては、まず最初に、幼児期の教育・提供体制の確保についてご説明をいたしまして、その後、13事業について各所管課ごとにご説明をいたします。前回同様、ほどよいところでご意見を皆様からいただけますように、3ブロックに分けて進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ではまず、幼児期の教育・提供体制の確保についてご説明をいたします。説明者、かわります。よろしくお願いいたします。

・事務局

事務局〇〇と申します。よろしくお願いいたします。説明は着座にて失礼させていただきます。

それでは、資料の1ページをごらんください。幼児期の教育・保育の提供体制の確保のうち、1号認定及び2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望の強い子にかかわる部分の確保方策についてであります。

27年度の確保方策については2,011名見込んでおりました、実績については2,098名となり、87名の増となりました。確保方策に対する実績としては、十分な数を確保することができたと考えております。

次年度以降の方向性についてですけれども、1号認定及び2号認定のうち幼児期の学校教育の希望の強い保護者のニーズに対しましては、幼児期の教育施設または新制度に移行しない幼稚園において確保できる見込みでありますので、現状を維持していくよう努めてまいります。

ページ、めくっていただいて2ページをごらんください。こちら2号認定の児童、幼児期の教育の利用希望の強い児童以外の部分についてになります。

平成27年度の確保方策としては1,057名分、実績としては1,055名分となりまして、2名下回る結果となりました。この要因につきましては、認可外保育施設において保育ニーズの高い3歳未満児の定員を拡大をして、3歳以上児の定員を調整して定員変更を行ったことによるものであります。

次年度以降の方向性としましては、2号認定の保育需要につきましては、供給不足が見込まれますので、保護者の方の勤労状況等による多様なニーズへの対応を踏まえ、事業計画に沿いまして、各年度の確保方策を達成できるように、認可保育所等の整備を進め、提供体制の確保を目指してまいります。

ページ、おめくりいただきまして、3ページをごらんください。3号認定児のうちゼロ歳児にかかる部分でございます。

平成27年度の確保方策としましては181名分、実績としては185名分となり、4名上回ることができました。確保方策に対する実績としましては、十分な数を確保することができたと考えております。

次年度以降の方向性につきましては、3号認定の保育需要につきましては、供給不足が見込まれますので、保護者の方の勤労状況等による多様なニーズへの対応を踏まえ、事業計画に沿って、引き続き、認可保育所並びに小規模保育施設や家庭的保育施設等の整備を進めまして、提供体制の確保を目指してまいります。

続きまして、ページ、おめくりいただきまして、4ページをごらんください。3号認定児のうち1・2歳児にかかる部分でございます。

平成27年度の確保方策は711名分、実績としましては728名分となりまして、17名分上回ることができました。実績としましては、十分な数を確保することができたと考えております。

次年度以降の方向性につきましては、ゼロ歳児と同様になりますけれども、3号認定の保育需要については、供給不足が見込まれますので、保護者の方の勤労状況等による多様なニーズへの対応を踏まえ、事業計画に沿って、引き続き、認可保育所、小規模保育施設、家庭的保育施設の整備を進め、提供体制の確保を目指してまいります。

幼児期の教育・保育の提供体制の確保については以上でございます。

・会長

それでは、今事務局のご説明ございましたけれども、何かご質問なりご意見ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

・委員

前も説明があったかもしれないですけども、再度確認なんですけれども、これで見ますと、それぞれ1号認定と2号認定とか、いろんなところでの待機児とか、そういう数が出てきているんですが、ここ最近、マスコミなんかにもいわゆる隠れ待機児数というのが出てますよね。自治体によって待機児数の捉え方が違うと。

それで厚生労働省なんかに関しては、自治体によって捉え方が違うことでの待機児数の部分が課題であるというふうな認識があって、統一しなきゃいけないんじゃないかみたいなどの動きがあるんですが、東久留米市の場合は隠れ待機児数とか、そういう部分も含めて、例えば1ページの87というのは、どういうふうに捉えていいのか。本当は認可保育園に行きたいんだけど、ほかの施設に入ってるから、ここに含まれてないとか、そういうふうになるのか、これも確認の意味で説明お願いしたいんですが、よろしくをお願いします。

・会長

それじゃお願いいたします。

・事務局

ただいまのご確認のところについてでございます。お手元にもございますが、子ども・子育て支援事業計画、こちらにつきましては、長い時間をかけて、この会議でも皆さんにご検討いただき、最終的にこちらの計画書ができたところでございます。

この事業計画を策定するに当たりましては、基本的には国の策定指針がございましたので、それに沿って徐々に進めていったところでございます。

そういった中、待機児童という形でのよろしいのでしょうか。もともとが量の見込みというニーズがあって、それに対応する確保方策の目標があって、それを差し引いたものが待機児童に当たるという考え方からすれば、基本的には、国の考え方に沿った結果が出ているというようなところでございます。

具体的に東久留米市としましては、平成27年度の待機児童数は、新制度の定義に沿って数えますと87名ということになるんですけども、こちらの数え方に個別のお話をいたしますと、こちらで厚生労働省からの通知があって、待機児童をどういった形で算出するのかという内容に基づき、平成27年4月1日時点の待機児童数が、結果として出たということになります。

まずは、そのニーズ調査と同様に、入所の申請の件数が出まして、そこから例えば認証保育所や定期利用保育施設に入ってる方は、そこから差し引く、そういった算出をしております。それをこの子ども・子育て支援事業計画で対応する箇所としましては、認可外保育所というところに出ている人数を差し引いたものと同じ結果が出るようになっております。

また、個別のお話になりますと、例えば育休中の方、また2号認定である方で預かり保育とかを実施している幼稚園に入園している方、または第1希望のみの申請の方、こういった方が先ほど述べました厚生労働省の通知に基づき待機児童、新制度における待機児童の数え方の中からは外れてるということになります。

ですので、子ども・子育て支援事業計画に非常に近い数字が、この87名ということになるということでご理解をいただきたいと思います。

・会長

どうぞ。

・委員

ということは、言葉としては悪いんですけども、隠れ待機児童数はあるということですよ。認証とか無認可とか、そういうところに入ってる人は今外してるというか、これは別にしてるというお話でしたよね。ということは利用者側からいうと、本来は認可保育園に入りたかったんだけど、そこに入れなかったということで、こういう中で次の手段として認証保育所なり無認可保育園に入ってる形で待機はしてない、いわゆる施設には入ってる状況ではある。けども、保護者の希望としては認可保育園に入れてないという状況の部分では、隠れた待機児童数というのは、実際にあるということですよ。責めてるとか、そういうことではなくて、ここの確認をしたいということですよ。

・事務局

ただいまの〇〇委員のご確認のところでございますが、隠れ待機児童という言葉が、定義があるのかなのかということところは別としましても、報道等では言われている入所の申請をされた方、すべてが待機児童ということで87名ということではなく、〇〇委員おっしゃるとおり、一定の条件といいますか、そういったものに当てはまる、例えば認可外保育施設に通われてる人は差し引くとか、そういった形で差し引いてる部分がございますので、もしそれを隠れ待機児童という言い方をするとすれば、申請者数イコール待機児童ではないということになります。

・会長

どうぞ。

・委員

説明はわかるんですが、とにかく僕が確認したかったのは、認証とか無認可とか、そういうところに、施設に入ってる人っていうのは、87名のところにはカウントはされてないということなわけですね。ということは正直に言いますと、隠れ待機児というのが実際にいるというふうに思うんです。

今後の厚生労働省が待機児童の定義というのをどういうふうにしていくかということで変わってくると思うんですが、それがもし、例えば、杉並区だったと思うんですけども、杉並区は隠れ待機児童も含めて、待機児童数として入れてたと思うんです、たしか。自治体に任されてますので、そういった部分で、今の東久留米市の場合は、実際に隠してるとかそういうことではなくて、あくまでも厚生労働省の子ども・子育て支援法にのっとってやってるわけですから、隠してるわけではないと思うんです。

が、ただ実際にこれが厚生労働省が今後、例えばそういった隠れ待機児数とかそういう部分も待機児に入れますとなると、一番最初に私がつくってきた量って部分が変わってくるんじゃないかと、大幅に。今回、今やってる事業計画の中では、この点検・評価でいけば何とかなってるんじゃないかというふうになるんじゃないかと思います。

ただ今後は厚生労働省の定義だとか、あるいはそうではなくても、実態として実際に保護者の方々が本当は認可保育園に入れたかったんだけど、認証とか無認可に預ける現実なんかを考えたときに、これで本当に評価できるのかなという部分は、今後の課題じゃないかと思うんです。

実際に、例えば東久留米市ではことしからですか、認証保育所とかに通わせる方には補助とか、そういうものがつくようになりました。ただ申しわけありませんが、市の予算の問題もあるんでしょうけども、微々たる金額にしかなりません。

実際、ほかの23区内の自治体に関して、これは市とか区の財政もちろん裏側にあるんでしょうけれども、認証保育所に預けても、そこに補助をつける形で、認可保育園の保育料と変わらない形でやってるところもあるわけですよ、23区に関して、三多摩に関して。

そういう中で保護者の方が、例えば認証だけでも——認証は園庭がなかったりとか、そういう条件があったりしますよね。認証保育所だと園庭がないとか、いろいろ認可保育園と条件が違いますよね。けども、料金的には補助をもらって、認可保育園と変わらないから、それはそれでいいと選択する方もいらっしゃる。けども、でも園庭のある保育園がいいかなと希望される方も、こういう選択はできますけども、東久留米でいうと、本当に微々たる補助金の中で、認証に入って高い保育料、これ決して認証が悪いということじゃないです。認証がそうせざるを得ない状況も背景にありますから、そういうところでは本当に今のデータだけで、本当に待機児童数を減らしてることができてるのかという、隠れた課題というのはあると思いますから、ここでどうしろ、こうしろとは言いません。そういった課題の部分もしっかりと、この子育て会議の委員の皆さんで共有して、次に向かっていかなきゃいけないんじゃないかなっていう部分があると思いますので、そういった部分を含めての点検・評価をしていただきたいと思います。

・会長

これに関して、ほかの委員の方、ありますか。

・委員

〇〇委員がおっしゃったことではなく、1ページから始まる区切りの中で、特に1ページの部分というのは、1号認定というのは、つまり幼稚園に通うお子さん、そして2号認定の中で特に教育的ニーズがあるという方の場合は特定教育・保育施設、東久留米では1園だけ認定こども園になってますが、ここに幼稚園とあるのは、幼稚園の預かり保育を頼りに、2号認定の認定はとってませんから、幼稚園の預かり保育というのは、子ども・子育て支援事業計画の中に入っていないので、各私立幼稚園が自助努力で、夜6時、7時まで預かっている。

ということはここで「確保できる見込み」って書いてあるんですが、これは何か事業計画の中で認定こども園のような縛りがあるわけではないので、根拠というのはどういうことなのかなと。各幼稚園の中で預かり保育、非常に無理してやってる部分があります。財政的基盤が非常に脆弱なので。そうすると次年度以降どうなるかというのは、決して確保できると、ここで書けるほどの何も根拠がないんじゃないかと思うんですが、どういう根拠でこのようなことを書かれるのか、お伺いしたいと思います。

・会長

よろしく申し上げます。

・事務局

ただいまのところでございます。まず、子ども・子育て支援事業計画を策定する経過に当たりまして、そういった考え方のお話等もあったかと記憶してるところでございます。

今回の例えば1ページの確保方策につきまして、2,011という数字が出ておりますが、こちらにつきましては、子ども・子育て支援事業計画でいけば、特定教育・保育施設ということで、新制度に移行した幼稚園もしくは認定こども園、また新制度に移行しない幼稚園を足したもので確保方策を出しておりますので、〇〇委員おっしゃるとおり、新制度に移行しない幼稚園で、自助努力で行っていただいている預かり保育なども含めた形での幼稚園の利用者とニーズ、これを……。

・委員

2号も入ってます。1号であれば大丈夫なんだけど、2号については、腰折って申しわけないんですが、2号については本当に子ども・子育て支援事業計画の中に入れたかもしれないが、何も縛りがない。平成27年度は何とかやってきた。28年度もそれぞれの幼稚園が預かり保育をやってます。でも、29年、30年度以降、どうなるかという次年度以降の方向性について、「確保できる見込みであり」というのは、確保できるのは特定教育・保育施設においてのみで、幼稚園においては、そういう何かお約束などはありませんので、ここまで書き切れるのかな。現状を維持していくよう努めますって、努めるのは確かなんですが、確保できる見込み、その根拠というのは、1園だけ新制度にしているその施設の数に確定的に確保できるはずですが、普通の幼稚園でやっている預かり保育については、ここまで書き切れるのかなというのが心配になります、次年度以降と書いてありますので。

私立幼稚園においても次年度以降、またそこから先、子ども・子育て支援新制度のほうに幼稚園としていくか、認定こども園になっていくかという部分について、財源が結局、今消費税がどうのこうのというのも先延ばしになる関係で、以前に調査をされたときとまた状況が違ってきているので、ひょっとしたらここまで書かないほうがいいのではないかなとちょっと思ったものですから、意見を言わせていただきました。

・会長

その点について事務局のほうでご検討していただくということによろしいですか。ここで言われている。

・事務局

ご意見ありがとうございます。子ども・子育て支援事業計画の27ページの後段のところの今後の方向性というのがございますけれども、読み上げますと、「1号認定及び2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い保護者のニーズに対しては、幼児期の教育施設又は新制度に移行しない幼稚園において確保できる見込みです」という今後の方向性が示されており、今回の資料1の1ページの次年度以降の方向性も、子ども・子育て支援事業計画における今後の方向性、これと照らし合わせて確認をしているところです。

そういったところにつきまして、数字上の確保ができる見込みといたしますのは、幼児期の教育施設、または新制度に移行しない幼稚園を合計した形で、どういう確保方策があるかという比較をしておりますので、この範囲において、〇〇委員がおっしゃられるところは、個別な部分も確かにあるとは認識しておりますが、事業計画の「②-①」のこちらの321、ここの数字で確保できるかどうかというのを、点検・評価を、子ども・子育て事業計画に即してしているということで、ご理解をいただければなというところでございます。

・会長

よろしいですか。

・委員

仕方がないですね。変わっていく可能性は非常にあると思います。先ほどもお話したとおり、特定教育・保育施設に移行しない限り、特にそうしなきゃいけないという部分はないはずなので、何もお約束は、平成29年、30年と各幼稚園の状況が変わっていけば、お約束はできないということだけは、ここの文章の中に盛り込まなくても、そういう事実はありますので、そこのところをご理解いただかないと仕方がないかなと思います。

・会長

よろしいですか。そのほかにこの件についてと申しましょうか、この点検・評価についてご意見、要望などございますか。何かご質問ございますか。

それでは、ご意見、要望等がございませんようですので、先に進ませていただきます。次は次第の3に移ってよろしいですか。

次のブロックをお願いします。

・事務局

それでは続いて、子ども・子育て支援事業に関する事項、13事業についての説明に

入りたいと思います。次のブロックでは、子育て支援課の所管事業と健康課の所管事業もあわせてご説明いたします。

まず、利用者支援に関する事業からご説明いたしますので、5ページをお開きください。5ページ、項目としては子ども・子育て支援事業に関する事項として、(1)「利用者支援に関する事業」です。所管課は子育て支援課となっております。

前回と同様ですけれども、確保方策としては、平成27年度は1カ所、実績としては1カ所、差し引きとしてはゼロになるというところですが、過不足なく1カ所、確保方策の目標として実績があるという状態でございます。

実績内容、所管課による評価については、前回とほぼ変わっておりません。内容の修正がないように文言の修正などいたしました。

そして、一番下の次年度以降の方向性のところを、今回新たに追記しております。次年度以降の方向性としては、現状を維持しつつ、子育て支援等に係る施設や事業の情報について、より積極的な収集と効果的な提供を行い、必要に応じた相談・助言等を行いながら、関係機関との連絡調整等を進めていくといたしました。

利用者支援に関する事業については以上でございます。

説明者、変わります。お願いいたします。

・事務局

それでは、ページをおめくりいただきまして、6ページをごらんください。子ども・子育て支援事業のうち、「時間外保育事業（延長保育事業）」に係る部分でございます。

確保方策1,086名に対しまして、計画どおりに実施されておりますので、実績としても1,086名分となりました。

平成27年度の確保方策と実績の充足度から見ますと、保護者の方の就労形態の多様化ですとか、通勤時間の増加等の保育ニーズに対応した延長保育事業を実施できていると考えておりまして、次年度以降の方向性につきましても、提供体制が確保できていることから、現行の事業実施により対応して、継続して実施していきたいと考えております。

少しページ飛びまして、11ページをごらんください。「病児保育事業」についてでございます。

平成27年の確保方策につきましてもは880名分、開所日数の実績によりまして920名分の実績となりまして、40名分上回ることができました。

お子さんが病気や病気回復期において集団保育が困難な時期に保育を行うことで、保護者の方の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しており、十分な確保ができていると考えております。

次年度以降の方向性につきましては、提供体制が確保されており、現行の事業実施により対応できております。今後も事業の周知を継続的に実施しまして、利用状況を踏まえ、利便性の向上に努めてまいります。

また、少しページ飛びまして、13ページをごらんください。「一時預かり事業」のうち幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業、預かり保育

を含む部分についてでございます。

確保方策 6万4,766名分に対しまして、6万7,691名分の実績を確保することができました。

幼稚園及び認定こども園における預かり保育または一時預かりは、原則として当該在籍園児を対象とし、教育時間の前後または休業日に行われております。これら、幼稚園や認定こども園を希望する就労等をしている保護者のニーズに応えるものであり、各園の取り組みによりまして、十分な量を確保することができたと考えております。

次年度以降の方向性につきましては、幼稚園及び認定こども園における預かり保育または一時預かりにつきましては、現状において、提供体制が確保されていますけれども、市内における子ども・子育て支援施策の一翼を担っておりまして、今後においても、施設と連携を継続し、供給量の確保を目指してまいります。

1ページおめくりいただきまして、「一時預かり事業」のうち、今ご説明した幼稚園、認定こども園以外の部分についてでございます。私のほうからは、保育園等の保育施設で行われております一時預かり事業についてご説明いたします。

確保方策につきましては1万8,300名分、実績につきましては、定員を調整した施設がございましたことから1万7,080名分となりまして、1,220名分の減となりました。

もう1ページおめくりいただいて15ページをごらんください。所管課による評価でございますけれども、就労の有無等の保育要件にかかわらず、すべての子育て家庭が利用できる一時預かり事業は、保護者の方の傷病・入院等への対応や育児等に伴う負担軽減等のための事業であります。平成27年実績は、今ご説明したとおり、確保方策を下回っておる状況でございます。

次年度以降の方向性としましては、現行では提供体制の確保が不足しております。今後において、施設に積極的に働きかけを行い、供給量の確保を目指してまいります。

続いて、また少しページが飛びまして、20ページをお開きください。「実費徴収に係る補足給付を行う事業」についてでございます。

こちらにつきましては、低所得で生計が困難である世帯の子どもが、特定教育・保育の提供を受けた場合に、支給認定保護者が支払うべき費用の一部を補助することで、保護者の方の負担を軽減するものであります。

平成27年度利用実績としては3名ありまして、事業実施することで保護者の方のご負担は一定程度軽減されてるものと考えております。

次年度以降の方向性につきましては、引き続き低所得世帯の保護者負担軽減に、保護者の方の負担軽減によりまして、当該世帯の児童の教育・保育の利用が図れるように、事業実施をしてまいります。

1ページお開きいただきまして、21ページをごらんください。「多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業」についてでございます。

平成27年度におきましては、所管課において、事業者に対しまして支援等を実施させていただきました。

子ども・子育て支援新制度開始前は、幼稚園や保育所からの相談については、所管課にて受け付け、手続に係る支援や助言を行ってまいりました。平成27年度からの新規事業である本事業につきましても、同様の対応を行うことで充足するものと考えて

おります。

次年度以降の方向性につきましても、引き続き所管課において、幼稚園、保育所からの相談に対し、受け付け、手続に係る支援や助言を行ってまいります。

説明者、変わらせていただきます。

・事務局

母子保健を担当しております事務局〇〇と言います。よろしくお願いいたします。

8ページ、お開きください。「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」についてでございます。こちらは健康課の保健師及び東久留米市助産師会のほうに委託しておりまして、委託助産師で実施しております。

実績としましては874名の対象者のうち訪問、実際にできた数が856人、訪問率は97.9%でございました。次、訪問の満足度のほうを後日、アンケートを実施しているのですが、訪問を利用してよかったと思う親の割合95.6%、こちらのほうを追記しております。

所管課による評価のところでございますが、下段のところになりますが、本事業による訪問ができなかった母子については、乳児健診時に状況把握や相談支援等を実施しておりまして、必要に応じて後日、訪問等を行って、フォローを実施しているところでございます。この部分を追記しております。

次年度以降の方向性としまして、今後も早期から適切な育児支援が受けられるよう、出産後すべての家庭に訪問し、母親支援を行い、育児不安の軽減や虐待予防に努めるために、本事業を継続して実施してまいります。また、全数訪問を目指し、本事業の周知等も継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、16ページをお開きください。「妊婦健診事業」についてでございます。

こちらは妊婦健診受診票14回分と超音波検査1回分を発行しておりまして、都内の委託医療機関にて妊婦健診を実施しております。さらに里帰り等都外の医療機関や助産所で妊婦健診を受けられた方に対しましては助成事業を行っております。

所管課による評価は前回のとおりです。

次年度以降の方向性につきましては、妊婦の健康管理を図る上で重要な事業でありますので、継続して実施してまいります。平成28年度より、妊婦健診の項目追加になっておりまして、1回目の検査にH I V検査、そして子宮頸がん検診も追加して実施しております。母子健康手帳交付時に妊婦健診票を配布しているんですけども、そのときに十分にわかるようなご説明を加えましたり、ホームページ等でこちらの事業についての周知を充実してまいりたいと考えております。

以上です。

・事務局

1点、補足です。10番の妊婦健診の所管課による評価ですが、前回のシートにおいて、所管課による評価が抜けておりまして、ここで追記させていただきました。その様式修正も含めて、今回提示しておりますので、所管課による評価を改めてご説明いたします。

妊娠届け出後に転出や流産等により、妊婦健診票を使用できない妊婦が一定数存在するが、一度も妊婦健診を受けないまま出産に至ったケースはございませんでした。

この状況を鑑みますと、現状においては、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資する事業として機能していると考えられるというのが、所管課による評価となります。

追加で説明させていただきます。失礼いたしました。

・会長

ただいまの説明について何かご質問等がございましたらお願いいたします。いかがですか。委員のどなたからでも結構ですので、何かございましたらご質問等お願いいたします。はい、どうぞ。

・委員

質問ではないですけれども、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）というところの実績の部分に、訪問を利用してよかったと思う親の割合95.6%とあるんですけれども、こういう利用して役に立ったかとか、そういう割合が載ってて、すごくいいなと思って、何かほかのところでも、そういうのは載せられないのかなって、どうやるのかとか、わかんないんですけど、いいなと思って、ほかのところでもやってあったらわかりやすいのになというふうに思いました。

・会長

ありがとうございます。ほかにいかがですか。よろしいですか。それでは次の3ブロック、お願いします。

・事務局

続いて3ブロック目に入ります。児童青少年課のほうの事業の説明になりますので、説明お願いいたします。

・事務局

それでは、児童青少年課のほうの所管しております事業についてご説明をさせていただきます。

それでは、7ページをごらんいただきたいと思います。「子育て短期支援事業（ショートステイ）」についてでございます。

平成27年度の確保の方策は730名となっております。実績につきましても同様でございます。

ショートステイにつきましては、保護者の方が出産や病気などで、子どもの養育、食事の提供とか身の回りの世話が一時的に困難になったときに、児童養護施設に子どもを預けるものでございます。

子どもの対象につきましては、年齢が1歳6カ月から12歳ということになっております。平成27年度は285件の利用がございました。

所管課による評価でございますが、一時的に家庭での養育が困難になった子どもに対しまして、事業の、宿泊等含めまして養護施設等に預ける体制ができておりますので、必要な保護が実施できているものと考えております。

次年度以降の方向性につきましては、年間730人分の確保ができておりますので、現行の事業により対応をしまいたいと考えております。今後も事業の周知を努めながら実施をしまいたいと思っております。

次に、9ページをごらんいただきたいと思っております。「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会等についての事業」でございます。

養育支援等につきましては、実施体制につきましては、子ども家庭支援センター等が行っております。

実績につきましては、家庭における安定した養育が実施できるよう、必要な家庭に対しまして、訪問による具体的な育児に関する相談や指導、助言その他必要な支援を行っております。必要に応じて養育支援ヘルパーの派遣を行っております、年間で91件という実績になっております。

養育支援ヘルパーにつきましては、育児支援を中心に行っております、食事の準備や片づけ、買い物、衣類等の洗濯、育児に関しましては保育用品等の準備、授乳やおむつの交換、健診等の付き添い、保育園への送迎などを行っております。

要保護児童対策地域協議会実務者会議は年4回及び代表者会議につきましては年1回を開催しております。支援が必要な児童に関しまして、関係機関等で実務者レベルでの会議と代表者を中心とした会議で、大きな仕組み等について問題や課題を協議しております。

所管課による評価でございますが、一定の成果を上げてものというふうに認識しております。

次年度以降の方向性ですが、現行の事業内容を維持しつつ、本事業をより利用しやすいよう、窓口としての周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、専門相談等の支援につきましては、関係機関との連携を強化いたしますとともに、研修などを実施いたしまして、担当職員の養成を力を入れてまいりたいと考えております。

次に、10ページをごらんいただきたいと思っております。「地域子育て支援拠点事業」についてでございます。27年度の確保の方策では2カ所ということになっております。実績についても同様の2カ所でございます。

実績の内容につきましては、地域子ども家庭支援センター上の原、それと地域子育て支援センターはこぶね館の2つがございます。この2カ所で小学校就学前の児童や保護者の方が集まりながら、ひろば等で一緒に遊んで触れ合う機会を提供しております。子育てに関する情報提供を行いながら、悩み等についての相談を行っております。利用者数につきましては、上の原では9,047件、はこぶね館のほうでは2,022件となっております。

所管課による評価ですけれども、一定程度の機能が行われているものと考えております。

次年度以降の方向性ですけれども、市民の皆様にも事業の周知、広く周知しながら有

効活用を図ってまいりたいと考えております。

子ども家庭支援センターなどの施設や民間の幼稚園、保育所における活動の利用状況、利便性などを踏まえまして、今後の事業内容について改善や検討を行ってまいりたいと考えております。

・事務局

事務局の〇〇と申します。私からはファミリー・サポート・センター事業と放課後健全育成事業、学童保育についてご説明させていただきます。

まず、「ファミリー・サポート・センター事業」につきましてご説明させていただきます。

就学児のファミリー・サポート・センター事業が12ページになります。就学前のファミリー・サポート・センター事業のほうは14ページになりますので、あわせて当ファミリー・サポート・センター事業の次年度以降の方向性につきまして、ご説明させていただきます。

27年度の実績が計画を下回っている現状と、前回の会議で委員の皆様からいただきましたご意見等を反映させまして、次年度以降の方向性を記載させていただいております。ファミリー・サポート会員1人当たりの年間活動件数、サポート会員数及び両方会員数の増加を目指し、事業者と協力して、事業のさらなる周知とセンター機能の強化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「放課後健全育成事業（学童保育）」について、次年度以降の方向性と、前回の会議で所管課による評価のところでご意見いただきましたので、そちらをご説明させていただきたいと思っております。

17ページをごらんください。所管課による評価のところ、確保方策の視点と待機児童の視点と2つの視点で分けて、子ども・子育て会議の委員の皆様からいただいたご意見を反映させていただきまして、記載を変えさせていただいております。

確保方策という視点では、平成27年度は全地区において、計画の確保方策の数値を達成することができている。ただし、待機児童という視点では、平成28年3月時点で待機児童が発生している地区があるため、今後、弾力化による受け入れ、特別教室等の活用等を検討及び実施していかなければならないというのが、所管による評価となっております。

次年度以降の方向性につきましてご説明させていただきます。平成28年度は、小学校施設（放課後に学童保育所として活用できる特別教室等）の借用等により量の見込みに対応する提供体制の確保を目指す。

また、いずれの地区においても、利用状況を踏まえ、保育の質を確保しながら、弾力化による受け入れを実施していくというのが、次年度以降の学童保育の方向性となっております。

説明については以上となります。

・会長

よろしいですか。それでは、ご説明を受けましたが、またご質問、ご意見等ござい

ましたら。はい、どうぞ。

・委員

7ページの子育て短期支援事業のところなんです、確保方策730と実績730となっております。ただ実績の内容を見ていくと、285件の利用があった。数の出し方が違うんでしょうけれども、全くわからない素人の方を見ると、ここの例えば実績というのは285じゃないのかというふうに見てしまいがちなんですね。わかります、話してるのが。そういう部分で実際、730というのは、件数でいくと、どのぐらいの件数になるんでしょう。要はこれ点検・評価するに当たって、実際例えば年間で何件の確保ができると、それに対して285でしたよみたいな、そのほうが比較とか評価がしやすいと思うんですね。質問した内容はわかりますか。

・会長

よろしく申し上げます。

・事務局

ご意見ありがとうございます。〇〇委員おっしゃるとおり、点検・評価シートの書き方というところで、いろんなご意見はあろうかと思うところでございます。

ご説明の内容としましては、この評価、点検・評価のシートすべてに共通をしているところですが、実績(②)については、事業者数の人数とか、結果としてどれだけ件数があったかという表記ではなく、確保方策としての施設の数とか定員の数、そういったところを実績として評価をさせていただき、なお〇〇委員おっしゃるとおり、実績の内容も知りたいという方もある中で、それを実績の内容のところに記載をさせていただくと、整理をさせていただいたところなんです。

ですので、事業計画の点検・評価という考え方の中では、こういった整理をさせていただいておりますので、今回の平成27年度につきましては、こういった整理の仕方でご理解を賜ればなと事務局としては考えているところでございます。

・副会長

私もちょうど〇〇委員と同じ、あれ、うっと思ったんですが、要は285件あって、1件につきお子さんが2人とか3人とかいるので、足し算をして730ということですよ。そうですね。違うんですか。285件の件というのが、一つの家庭という意味ではないですね。そうなのか、そうでないか。

・事務局

285件につきましては、延べ利用件数となっております。730名につきましては、ショートステイのベッド数、1日2名以内という形になっておりますので、年間を通した利用ベッドの確保人数で表記をしております。

・会長
どうぞ。

・委員

そうするとバッティングしてしまったりすると、1日2ベッド数しかなかったときに、希望者が4人いた場合には、そのうちのお二人だけが利用できて、そのお二人の数が二百八十幾つの中に入ってるということなんですか。365掛ける2ベッドということなので、730というのは何となく理解したんですが、場合によってはそういうことも起こり得ると思うんですが、そういうのはこの中に入りようがないという点検・評価ということなんでしょうか。

・事務局

そののところ、きょう担当おりませんので、詳細なところは即答できなくて申しわけございません。

・副会長

いずれにしてもちょっと整理していただいて、次回、ご回答出していただきたいので、もし必要であれば実績のところには285件の括弧書きしていただいて、この数字を出すところを追記していただくような形で、先ほど事務局が言ったことを実績の内容のところでも説明していただいて、表のところは730そのまま構わないと思うんですけど、要はこの数字が730とどういう整合性があるのかというのを、米印でも括弧書きでもいいんで、意味づけをしていただければいいので、次回宿題にさせていただいてよろしいですか。次回というか、しかるべきタイミングのときまでに。

・会長

それでよろしいですか。

・事務局

ただいまいただいたご意見のところ、この点検・評価シートにつきましては、先ほど担当もご説明させていただいたとおり、11月ぐらいに公表していきたいと現時点では考えている中で、そういった今回いただいたご指摘事項なども、ここに追記などをしながら、例えば委員の方に最終的なシートを郵送等で送らせていただき、ご確認をいただきながら公表に向けてさせていただければと思っているところです。

以上です。

・会長

よろしいですか。

・委員

点検・評価シートというのは、要はここにいる委員の僕らだけが把握できることで

はなくて、最終的な利用者とか市民の皆さんにも、こういった形で点検・評価しましたよということをお知らせするわけですよ。これがもとになって、こういう報告とか、そういうものが出てくるわけですよ、今後。ここだけじゃないですよ。

要は僕が言いたいのは、こういった市民の方とか利用者の方がこれを見たときに、こういうふうにならなるとわかりやすい形にしていかないと、先ほど副会長がおっしゃったみたいに、わかりにくい部分が多いと思うんです。

そういうところで、この実績と730のこれは何だ、副会長に今おっしゃっていただいていたんですけども、だからこれは国にあわせた報告の仕方だけではなくて、そういったもっとわかりやすい報告というか、点検・評価の内容を工夫していくべきではないかと、これによってもっと理解されるのではないかと思いますので、そういった部分を工夫していただきたいなと思います。

あわせていいですか。12ページの子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート事業のところなんですけども、これ計画をつくる段階でサポート会員と利用者の数が本当になかなか合わない部分の課題があって、これが今の継続課題だと思うんですけども、きょうここで答えただけでもいいので、次回でもいいと思うんで、活動依頼件数、これは実際どういうものが多かったのか。

例えば、例えばですよ、保育園のお迎えが多かったとか、あるいは留守番が多かったのかとか、そういった割合なんかも載せると、こういった形で利用されてるのか、そういった部分がわかって、今後の課題は何なのか。例えばですよ、例えば保育園の延長保育事業に関しては、今間に合っているという形になってますが、もしここで保育園の、例えば夕方6時に終わっている、その後の子どもを見ることができないという形で、こういうものがふえてるといふのであれば、これはひよっとしたら保育園の延長保育が間に合っていないのかもしれないと、そういう部分があるかもしれないわけですよ。

そういったところで、こういった部分が活動依頼内容が多かったのか、そういう部分もあると、今後の検討課題とか参考になってくるんじゃないかなと思いますので、そういった部分も入るといいのかなと。

あとは、これはだいぶ前、子ども・子育て会議の前に、次世代育成支援行動計画のときも発言させていただいたんですが、東久留米市でかつて昔、シルバー人材でやってた、駅のほうでやってた、なんていうのか保育園じゃないですけども、そこでお子さんをまず受け入れて、そこで返すみたいなの、そういった事業があったんです。いろいろあってこれはなくなりましたが、ファミリー・サポート事業が、サポート会員が少ないという中では、シルバー人材なんかとの協働というか、そういったことは不可能なのかと。実際、シルバー人材のほうでも送り迎えとか、そういう事業をやっているわけですよ。シルバー人材のこういった事業とファミリー・サポートの事業の違いは一体何なのかなって、それがわかんないですよ。

そういったところで、本当にだんだん高齢化社会になってきた中で、こういった方から、特にやっぱり、シルバー人材の方々なんか子育てとかいろいろやってらっしゃる方もいらっしゃるわけですし、そういった部分では活用ができるんじゃないかなというところで、こういう部分、今後の検討課題のところでも可能なのかどうかというところ

ころもぜひ置いていただきたいなというのがあります。

もう一つなんですけども、17ページ、放課後児童健全育成事業（学童保育）のところなんですけども、前回でもほかの委員の方からお聞きされてたと思うんですが、いわゆる待機児はないと、今のところ足りてるといってお話だったんですけども、実際にここ何年かの、昔の東久留米市の待機児童数というのを調べてみたんですね。三多摩学童保育連合会というところの資料を見まして、2014年度に関しては、4月1日現在で6名でした。2015年度に関しては、4月1日現在で42名でした、待機児が。ことし、2016年5月1日に関しては101名なんですね。去年の42名からすると101名というのは倍以上なんですね。

ただ去年に関しても42名、4月1日現在では42名いたんですけど、最終的にはゼロになったかもしれない。ただここで見るとゼロになったから、学童は足りてるといふうに見るかもしれないんですが、ご存じのように、大体仕事の始まりというのは4月なんですよ。4月に始まる時点で入れなかったら、それはどういうふうにお子さんのことを見ていかなきゃいけないのかという大きな課題なんです。

保育園に関してもそうだと思うんです。保育園の待機児童数というのは、実際に3月でゼロになったからよいということではなくて、4月に仕事を始めたいときに入れるか入れないかということが問題であって、これが保活なんですよ。

学童に関しても、実際に最終的にゼロになってるかもしれませんが、ことしの5月1日現在で101名いるという現状を踏まえたとき、本当に足りてると言えるのかと。恐らく101名の背景には、小学校6年生まで幅を広げたとか、そういう部分もあるんでしょうけども、そういう部分では、僕はできれば待機児童数、実績のところ、実績が例えば4月現在の実績、あるいは9月現在の実績、何回かに分けて、どういうふう減っていったのかと、こういうものがわかるほうが良いと思うんです。

それによって本当に今足りてるのかどうかという部分、僕は足りてないと思います。実際にことしを見ても5月1日で101名もいるわけですから、この方たち、どういうふうにしてやってきてるんだろう。去年も42名の方に対しても、どういうふうにして、それがゼロになっていったんだろうという、そういう部分もあると思いますので、そういったところでは決して足りてるとは思っていませんので、そこは検討課題とか、本当に大きな課題として捉えていただきたいというところと、そういう部分とあと弾力化による受け入れ、保育の質を確保しながら、弾力化による受け入れというのは、要は学童の指導員の先生をふやさずに、子どもを受け入れる定員をふやすということですよ。それがここ最近の子どもの状況とか、いろんな部分でいくと、本当にいろんな課題を抱えてる、あるいは教室において課題を抱えてるお子さんもいらっしゃる中で、これが本当に、ただ子どもの数、弾力化と受け入れることが本当に保育を維持することができるのかという部分が懸念があります。

そういった部分では、僕は学童保育父母会連合会の委員の立場としては、弾力化による受け入れというのは賛成できませんので、立場的にはこれはこの文面は入れていただきたいくないなと、これは要望としてあります。

そしてまた、実績の部分のところに関しては、先ほどもお話したように、3月に最終的にゼロとなってることじゃなくて、できれば4月、9月とか、そういった段階で

の実績というのを載せていただきたいと思います。

・事務局

では補足を説明させていただきますけれども、28年の3月時点での待機児童につきましては、手元の資料では20名という形になっておりまして、内訳なんですけれども、4年生が17名含まれております。1年生から3年生は1名ということでございます。27年4月1日から対象児童が6年生までに対象となりましたので、児童数、希望する児童数が27年4月には40名にふえたものと理解しております。

28年の4月1日は、今〇〇委員からご指摘のように、103名の待機児童が出ております。40名から103名ということで、大変ふえているということで、課題と認識しております。

内訳につきましては4年生が103名のうち68名、5年生が12名ということで、103名のうち80名が新しい4年生や5年生になっております。1年生から3年生は23名が対象になっております。

いずれにいたしましても、児童福祉法の改正に伴いまして、対象年齢が6年生までになりました。希望する児童に対して、速やかに入所できるよう、施策を練り直していくといったことが求められているものと認識しております。

・会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

・委員

ですから、そういった意味では点検・評価シートというのは、年度が終わったの状態ではなくて、この評価ではなくて、年間を通してどうだったのかという評価が必要だと思っております。

一番大事なのは、先ほどもお話したように、保育園に関しても学童に関しても、4月の時点で入れるか入れないかというのが、本当に仕事復帰されるおうちの方の一番大きな問題というか課題ですので、そういったところで最終的に年度が終わったらできましたということじゃなくて、年度途中においてどうだったのかという部分でやっていただきたいということと、実際に子ども・子育て会議で保育料含む学童保育利用料も、これは市側としては値上げではなくて、子ども・子育て支援法にあわせてやって、それで上がったというふうに言ってますが、僕らからすれば値上げは値上げで、学童保育料にしても値上げしたわけでしょ。

だけでも、そういった部分に関しても、これが学童保育に関していまだ、何ら反映されていない。どこも改善されていない。その中でさらに児童数がふえていく中で、弾力化による受け入れ、これは一体何なのかと。値上げした部分の料金はどこに生かされてるのかと。そういった部分で非常に疑念があるわけなので、こういった部分で弾力化ではなくて、しっかりと私たちに、値上げした部分を生かしていただきたいと思っております。

・事務局

現在の待機児童数についての補足説明をさせていただきます。

〇〇委員ご指摘のように、10月の直近の数字でございますけれども、約60名となっております。例年の傾向ではございますけれども、夏休みを過ぎると待機児童が減っていくという、同じような傾向がございます。特に4年生や5年生の中には、夏休みの過ごし方を通して9月以降、塾等の習い事だとか自分自身での居場所を見つけたということで、学童保育のほうを退所してる傾向がございます。

今後はそういったニーズも踏まえながら、年度の毎月、4月1日には待機児童数等を毎月把握しながら、各学童保育等の職員とも意見交換しながら、居場所づくりを検討を重ねてるということでございます。

一つの例といたしましては、ことしの夏は児童館、中央児童館での夏休みのランチタイム等を行いながら、自宅に帰らなくても過ごせる時間を設けたというような取り組みを一つの例として紹介をさせていただきます。

・会長

ほかに何かございますか。はい。

・委員

同じようなことなんですけど、学童保育所で18ページ、19ページにある確保方策に対して、6校が28年度なり29年度に確保方策の量がふえているんですが、これをどのようにふやしたんですかね。

・事務局

28年度で2校、29年度で4校ということで、合計6校という形になっているということでございます。

計画を立てた際には、1教室当たり30名定員で利用希望者を受け入れていこうということで、教室はいろいろな場所を想定しております。1人当たりの児童の保育面積等を勘案いたしまして、設定をさせていただいております。

・委員

そうすると、九小に関しては来年度にもう部屋を借りられているということになるんですか。

・会長

どうですか。

・事務局

九小という話がございましたけれども、ちょっと今手元に資料はございませんが、現時点では7つの学校と協定等を結びまして、特別教室等をお借りしております。

28年度につきましては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、来年の3月

末までに向けまして、一定の場所で一定の人数が利用できるよう、現在検討を行っておるところでございます。

・会長

いいですか。

・委員

それがもしできるのであれば、特に多い六小地区、五小地区などはもう今の2年生ぐらいになると、もう29年度では学童保育を利用しなくてもいいような年になる子もいるのではないかなとは思いますが、もし九小のように28年度からそういうふうのできるのであれば、六小、五小なり、裏面にある小山小、神宝小、南町小地区に関しても、できれば28年度から対策をしていただけるととてもありがたいなとは思いますが、すけれども。

・事務局

ご指摘の点につきましては、低学年の待機児童の多いところを中心に現在検討を重ねているところでございます。よろしいでしょうか。

・会長

はい、どうですか。

・委員

18ページで第九小学校は今のご指摘された今年90名で、来年120名ですよ。120ですよ、確保方策が、それが30がふえるわけですね。それは学童の指導員の方もふやすということですか。

・事務局

第九小のくぬぎ学童につきましては、待機児童が現在低学年は1年生から3年生はゼロという形になっておりまして、4年生から6年生が直近の数字では4人という形になっております。

そういう状況の中で、策定した時点での待機児童等の動き等もあります。事業計画を立てながら計画策定時の状況を勘案して、このような計画を策定しております。

新たに特別教室を活用して行っていくときには、必要な人数を配置して実施していかなければならないと考えております。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

神宝小学校の学童保育の教室みたいなのは、体育館の脇のところにつくってありま

して、その定員がきつと45名ということになっていて、そこに指導員の方がいらっしゃる姿は見るんですが、プラス30になると、それが特別教室を使うということになると、分かれて学童保育をやるということになるんですか。実質、六小さんもやっぱりそういう建物があって、30名ふえるという、ふえるのは建物をふやすわけではないので、具体的にお伺いしたいのは、みんな持っている建物と別に校舎内で学童保育をやるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

・事務局

次年度以降の方向性のところにも表記させていただいていますとおり、特別教室などという形でお借りして、提供体制を確保してまいりたいと表記をさせていただいております。現在、特別教室等を既に借りて協定を結ぶことは終わっております。

・会長

はい、どうですか。

・委員

前回もちょっとこちらから意見は出したんですが、データの数だけの点検・評価ではなくて、例えば第九小学校の90から120になる。これが例えば新たに学童施設を、例えばですよ、新たに学童施設を別につくる、常設をつくる。そうではない、例えば教室を借りて行くという形になって、指導員も例えばそこで何名ふやす予定とか、そういうものが具体的に入ってくると、こういった形でやっていくんだなということが明確に見えてくるわけです。

でもこれだとデータだけなんです。先ほどの学童の待機児童数とか、保育園の待機児童数の問題も同じなんですけど、待機児童数がゼロになればよしが評価ではなくて、ゼロに至るまでの過程とか経過が大事だと思うんです。

ですから、今後、数に向かってどういった形でやっていこうと考えているのか、それが見えてこない、点検と評価はできないんじゃないかと。

だから、そういうところでこういった形、分けてるからいいんじゃないかという評価もあるかもしれませんが、本当にここにちゃんと書いていらっしゃるように、保育の質を確保しながらというふうに書いてるので、確保はどのようにやっていくのかということも、見えるような形でこの部分をやっていただきたいなと思います。

そうするところで、やっぱり僕がひっかかる弾力化というところで、まさか90から120の30人を弾力化だけでやることはないよなとは思っておりますけども、そういう心配があるんですね、ここに書いているから。あくまでも私は反対です、弾力化による部分というのは。

そういったとこで、安心できるようにしっかりと間違えないように書いていただきたいなと思います。

・会長

よろしいですか。

それではほかに、時間も迫ってきています。ご質問ございますか。はい、どうぞ。

・委員

すみません、病児保育のことに一言言わせていただきたいんですけども、量的確保はできているという報告、お話なんですけれども、言わせていただければ、多分うちの園だけに限らず、通常の保育施設・教育施設ですね、当たり前のように病児保育をやっているという現状がやっぱりありますよね。

一つ例を挙げれば、朝登園をしてきて、熱発をしていると、そういう状況の中で保護者にお迎えを頼みますけども、今現時点において1時間、2時間で保護者が帰ってくるということはほぼないわけで、下手すれば夕方4時、5時、6時まで子どもさんを園で預かっているという状況が、かなり多分調査をされたら、多分いろんな園から出てくると思われます。

そうしますと、病児・病後児施設のほうの今後の取り組みというところで、いわゆる利便性というところがありましたけれども、実際そんな保護者がどういう判断でその施設をお使いなのかというところは、判断の仕方にもよるかと思いますが、やはりハードルが高いというこの部分において、なかなか利用を、量としては確保されているのかもしれませんが、結局使われなければ意味がないので、そのところにおきまして、通常通っている園のほうにそのまま登園してきてしまうという、そういう実態のところも含めて、今後の施策検討のほうに反映させていっていただければなというふうに思っております。

以上です。

・会長

要望が出ているということで、ご検討いただきたいと思います。

・委員

すみません、病児保育のところなんですけども、前回もちょっとこれアイデアを出させていただきました、本当に一つだけで足りるのかというところがあったんですけども。この間新聞を読みました、朝日新聞なんですけども、今虐待のこととか、そういうことを今テーマでちょっと掲載しています。

その中で、あるおうちの方が、お子さんを橋の上から落としたり、それが虐待で亡くされた。この方の経歴いろいろ読んでいきますと、保育園から熱が出ているから、ぐあいが悪いから迎えに来てくださいとあって、もう連れていきたくないということで拒否した。そういうことが載ってたんですね。

やっぱり病後児とか病児保育というのは、本当にそういった部分でも単なる病気で困っている親御さんが預けるだけじゃなくて、そういった意味で本当にネグレクトとか、虐待防止のとりでの一つじゃないかと僕は思うんです。

この新聞見てみたけど、やっぱり東久留米市、これだけ大きい市の中で一つだけというのは、本当に足りないんじゃないのかな、本当に子育て支援としての病児保育とか、そういうことを考えたときには、今のこの形だけではなくて、やはりそういった部分

で病児保育という部分をもうちょっと真剣に考えていかななくてはいけないのではないかな、本当にネグレクトとか虐待防止する上でも、そういった部分で再検討が必要じゃないかなということが一つ意見を上げたいと思います。

・会長

じゃあ、よろしいですか。今意見としてこの程度でよろしいかと思えます。

3 その他

・会長

それでは、次第3のほうに移らせていただきます。よろしいですか。
条例改正等については……。

・事務局

そうしましたら、次第の3「その他」のところで、本日お配りした資料2に沿って、条例改正に関しましてご説明を。

・事務局

すみません、説明かわります。その他の議題ということで私のほうから2点ご説明をさせていただきますと思います。

お時間の関係もございませうけれども、今回、東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例という、東久留米市の、例えば小規模保育施設でありますとか、家庭的保育事業にかかわる運営に関する基準、これを定めた条例について改正を行いましたので、その点についてご報告をさせていただきますと思います。

まず、内容につきましては、改正内容の大部分としまして、建築基準法施行令というのがございまして、そちらの改正に伴い、4階以上の階、フロアに保育室等がある小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における特別避難階段、これは屋内階段でございませうが、これの構造に関する取り扱いが次の変更になりました。

資料としましては、資料2をごらんいただきたいと存じます。

こちらの資料2につきましては、この条例の改正部分について右側が現行、これまでということですね、左側は改正案ということで、変わったところが下線を引いて表記されております。

表面裏面とございませうので、そちらをごらんいただきたいと思えます。

この内容といたしましては、変更前に関しましては、屋内と階段室というのがございまして、これがバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る）を有する付室を通じて連絡することという部分について、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室——付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること、な

お、階段室が前記の構造を有する場合を除くというところに変更になったというものでございます。

また、もともとの施行令というものが、変わった部分に関し対応する、いわゆる号の繰り下げが行われたというものでございます。

なお、現在、市内に対象となる4階以上のフロアに保育室がある保育事業所はございません。

具体的には、特別避難階段の構造に関し、屋内と階段室を連絡する付室という部屋のようなもの、こちらに窓又は排煙設備の設置を義務づけ、これまでの方式から階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生じる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止するという性能の実現を求める方式に改められたというもので、こういった規定の整備ということで私どもは考えております。

この条例の改正にかかわるご報告については、以上でございます。

続きまして、先般、3月のこの子ども・子育て会議のときにもご報告をさせていただきました、委員の皆様には冊子のほうで3月の第10回の子ども・子育て会議の資料にございます、「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」というのがお手元にあるかと思えます。こちらをごらんいただきたいと思えます。

こちらの資料の6ページの(2)平成29年度というところがございますが、そのこのアの部分です。それから、10ページの中段の2、市立保育園の民間化計画というところの(1)しんかわ保育園というところの2段落の部分、こちらに変更がございましたので、こちらにつきましてもご報告をさせていただきたいと思えます。

変更につきましては、市議会の9月議会というものがございまして、9月に市長より報告があった内容について、私のほうで趣旨をご説明させていただきます。

修正箇所につきましては、お手元の資料の先ほどのページの部分でございます。

市では、この「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」を28年3月に策定いたしまして、市の保育行政にかかわる課題である待機児童解消とさらなる民間活力の導入による効率的な行政サービスの維持向上に取り組んでいるところでございます。

今般、この実施計画に記載がございまして平成29年度開設予定となっております本町一丁目の市営西第十自転車等駐車場跡地の認可保育所につきましては、諸般の事情により開設できないこととなったものでございます。

これに伴いまして、施設の整備による定員の確保数については、この計画策定時よりも減員となりますが、引き続き、東久留米市子ども・子育て支援事業計画における幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容やこの実施計画の保育サービスの施設整備に関する方針、これに基づきまして、施設整備のほうは引き続き検討をしていくところでございます。

また、この実施計画の市立保育園の民間化計画に記載がございまして、しんかわ保育園につきましては、施設整備の予定変更に伴う影響を勘案しまして、平成30年度のゼロ歳児から段階的に募集を停止し、在園児が卒園した後に閉園するとしていたところにつきまして、1年繰り下げることとなったものでございます。

なお、これらの実施計画上の変更点の対応につきましては、来年の3月を目途に見直しをしていく、こういう予定でございます。

というところで、変更がございましたので、この場をもちまして先ほどの条例の関係を含め2点、ご報告をさせていただきました。

以上でございます。

・会長

今のご報告された2点についてご質問ありますか。はい、どうぞ。

・委員

初めに資料2のところなんですけども、これを見た限りでは、確かに改正をされているんだろうなと思います、避難に関しては。4階以上というところにある保育施設に関して、外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備ではなくて、しっかりと部屋であることにしているので、それは改正されているのかなとは思いますが、ただ、自分自身が保育士をやっている立場で言うと、2階以上に子どもがいる保育というのは、実際どうなんだろうと。

実際、配置基準で保育士は配置されているんでしょうけども、例えば3階、4階に保育室があって、そこにゼロ歳児の子どもがいますよ。ゼロ歳児は3対1ですね、配置基準は。今度そこで火事があったときに、1人で3人のゼロ歳児を避難することができるのか、そういった危険性が非常にあると思うんです。

かつては各自治体によって、東久留米市ももう今はないと思いますけども、2階建て保育士というのが加算されていきました。2階建ての保育園に関しては、2階建ての保育士を加算することによって、いわゆる避難のときのそういった人手としての加配されてた部分があったんですけども、これはいろんな財政事情で各自治体で、これは独自加算はこちらで追加しているんですけども、そういった加配とか加算もない中で、4階以上とかそういう部分でやる保育施設というのは、本当に子どもにとってどうなのかなと。

まして今のように火災だけでなく、地震もちょっと起こり得る状況がある中で、だけど土地がないとかそういう部分で保育施設つくることに大変さというのはわかります。武蔵野市とかいろんなところで保育園を開園しようとする、地域住民の反対が出てできないとか、それは自治体の苦勞ももちろんわかるんですが、こういった意味ではこういった形で保育施設があれば、それで本当にいいのかという部分では、懸念があるので、東久留米市に関してはできる限り、僕個人としては3階以上のところでの保育施設というのは、国で認められているからできますよということではなくて、本当に何かあったときにどうするのか、こういうときに最終的には認可した市の責任にはなると思いますから、そういうところは慎重に判断していただきたいなと、保育士の立場で述べさせていただきたいなと思います。

あわせて、今報告がありました東久留米市保育サービスの施設整備等々で、計画に関する内容の部分ですけども、そこでちょっと冒頭のほうでこちらで出させていただいた質問と要望のほうも触れさせていただいて意見を述べさせていただきたいんです

けれども、やはり計画というのは、僕と〇〇委員からすると、本当に保護者のいろんな意向とかそういう部分を見落としているとか、本当にどうしているのかを考えてこの計画を立てたのかなというところで、残念でなりません。

確かに待機児解消というのは、今大事な課題ではあると思うんですけども、そういった中で、この計画が本当に今の東久留米市の子ども・子育てを支援するという中で、ベストだと、ベストの計画だとお考えなのか、こういった部分は、本当にお聞きしたい部分がいっぱいです。

きょうも時間が押していますので、きょうの報告だけで終わるのではなくて、こういう議論する場を設けていただきたい。そう思いまして前回、こういう要望書を出させていただきました。

特にこの内容に関しては、本当に子どもにとってどうなのかという部分もあります。そういう部分も幾つもあるわけですね、僕らからすると。そういったところで、やはりこれは子ども・子育て会議では、やっぱり無関係ではないと思いますし、本来ならば、ちゃんとした学識者、子どもの発達とか、心身に関する事、それとか設置者とか、あるいは保護者、あるいは現場の先生方、そういった方々も踏まえて、別の会議でこの計画に関する見直しをしていくべきではないかと僕は思っています。

先ほど市の事務局のほうでは、3月までに見直しすると言っていましたけど、どういった形で見直す予定なのか、まずそこをちょっと教えていただけますか。

・会長

はい、よろしいですか。

・事務局

先ほど会議の冒頭でお話もいただいておりますところも含めて、ご相談したいのですが、会長からお話があったところにつきまして、今回、前回の会議でいただきましたこちらの要望書ございますけれども、こちらについて会長からお答えいただいたところ以外について、市側のほうで対応すべきじゃないかというお話しいただく中で、例えばこういった保育サービスの実施計画にかかわる部分でございますとか、要望書にございます要望事項で会議ということではない部分で市側での対応ということにつきましては、例えば別途こういった要望書のようなものを市側のほうにいただいて、それで対応をさせていただく、そういった対応も検討いただけないかということでご相談をさせていただきたいと思っております。

・委員

対応をご相談させていただくというのは、子ども・子育て会議の場にもそういった部分を協議する場を設けていただけないかというふうに捉えていいんですか。

・事務局

まずは、先ほど冒頭で会長からもありましたように、内容としまして、市側のほうで対応すべきじゃないかという中で、実際にまずは市側のほうにそういった、例えば

質問事項でありますとか、要望項目、こういったものを上げていただければと思うところでございます。

また、この子ども・子育て会議につきましては、子ども・子育て会議条例に基づきまして、役割でありますとか、会議の位置づけそういったものは規定されておりますので、そういった中の対応も含めてですが、市側のほうの事務局で議題等も考えていく、こういった所管でもございますので、まずは1回ご要望等を市側のほうにいただくような形をとらせていただければと思うところでございます。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

実際に2年間かけて私たちでつくりました東久留米市の子ども・子育て支援事業計画の3ページのところに、しっかりと子ども・子育て支援法基本理念というところの2番目で、「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と、述べてるわけですよ。

この計画のつくり方、出し方、またその対応、それが本当に良質かつ適切なものであったのかというところで、非常に疑問を感じているわけです。

また、この計画の内容に関しては、ある意味、待機児解消としての取り組み方としてはいろいろできると思いますけども、子どもの発達部分、あるいは民間化するに当たっての保護者への配慮というか、取り組み、そういうものにほとんど触れていないという、ゼロといってもいいんじゃないかと。この計画の中の9ページのところのオのところでは、市立保育園の民間化では、これまでのような市立保育園の引継園を整備する必要性が生じないため、引継保育は行いません。今までは民営化の部分では、引継保育を行っていたのに今度には行いません。これは一体どういう保育をするのか。僕は正直言って、ここは児童福祉法だとか、子どもの権利条約に違反していると思います、そういうところは。そういった部分で、やはり市側がこの計画を策定するに当たって、どういうところを考慮されていたのか、配慮されていたのか。ましてや民営化に関しては、今回が初めてではありませんよね、ひばり保育園だとか、上の原保育園だとか、みなみ保育園とかいろいろある中で、こういう中でいろんな経過があって、本来であれば、これは民営化は僕は反対の立場でからこういうことを言っちゃいけないですけども、こういった経験を積み重ねていく中で、本当に子どもと保護者にとって優しいやり方とか、納得とか共感を得るやり方を本当は形づくっていかなくちゃいけないんじゃないかな。

でもそういった部分で、僕はひばりからこれまでの民営化のやり方を見てきた中では、一番最悪なやり方をなさっているんじゃないかというところが非常に思います。

そういったところで、ましてや今回のこの計画が、子ども・子育て支援法のそれを具体化とか、こういう計画の一つとしてはっきり書かれている中では、子ども・子育て会議の委員としては、ただ報告を受けただけでわかりましたということとは言えない

です、はっきり言いまして。

そういった部分では、前回こういった質問書と要望書を出させていただきましたが、ただそれが会長のほうとしては、立場としては質問事項の（２）しかお答えできないという部分では、じゃあ、再度こちら側から市側、事務局側にこれは提案させていただきますし、そういったことであれば、いわゆる子ども・子育て会議は本来は諮問機関ですから、これが諮問機関の中でのそれは事項に入っていないという部分なのかもしれないですけども、これは報告だけで済まされることではないと思いますので、ただほかの委員の方も含めて、やっぱりこれは皆さんでこの計画のことに關しては、ちゃんと報告だけではない、また意見を上げたりとかすべきではないかと思ひますし、やっぱりこの計画が出たことによって、特にしんかわ保育園の保護者の方なんかは、なぜ自分たちが入園が決まった後にこの計画が出るのかと。

中には、こういう計画があつて、しんかわが出てくるんじゃないか、そこに入園希望もしなかつたって保護者もいらっしゃるわけです。それだけ大きな問題なんですね、民間化とか民営化の問題というのは。学校の閉校問題も同じです。そこが閉校されるんだつたらほかの学校に、引越してまでやられる方もいらっしゃるわけです。ただ入れればいいということではないので、そういった部分がやはり子どもと子育てを支援する内容のものとは到底言い切れなひと思ひるので、改めて僕と〇〇委員はもう一度市宛てにこれを出させていただきますので、ただ報告ではなくて、ぜひこの場で、公の場で、ですから保護者の方とかそういった意見を取り入れられるような場をつくつていただきたいと要望いたします。

単なる要望で終わるんじゃないなくて、実際にちゃんと実現していただきたいと思ひます。

・会長

今出されます、それでよろしいですか。会議としては、ここで対応すべきでないということと、それから、流れ的には市のほうにまた意見なりを出してしっかりと話し合う、そして説明をいたすと、いうことでよろしいですか。はい。そういうことできょうのこの要望書の件についてはまとめさせていただきます。

それから、先ほどの条例改正としんかわ保育園については、今説明がありましたので、そのことについては我々としては報告をお聞きしたということにしたいと思ひますがよろしいですか。

・委員

報告をしたけど了解したということではないので。

・会長

よろしいですね。

それでは、時間も来ましたので、そのほかに何かございますか、よろしいですか。じゃ、時間が来ましたので、長時間にわたり評価と点検等々に議論をきょう終えましたので、今後また次回でどうひう内容でこの子育て会議が議論していくかということ

について、市のほうから、事務局のほうから説明していただいて、次回の会議日程等含めて最終的にまとめたいと思いますが、お願いいたします。

・事務局

では、私のほうから次回の日程等に関しましてご説明をさせていただきます。

今回議題とさせていただきましたこの平成27年度の子ども・子育て支援事業計画の点検・評価に関しましては、基本的に冒頭お話しさせていただいたとおり、11月中旬を目途に公表に向けて、またきょういただいた意見の中でも、また反映できる部分について検討し、委員の皆様にもそういった形で郵送等を利用して、確認をとり公表に向けて進めていきたいと考えております。

そういった中、次回の会議の日程につきましては、11月中旬から12月中旬の予定となっておりましたが、今回、さまざま国の動き等、待機児童の定義のお話とかもある中で、今回12月中旬の予定となっておりました会議については見送らせていただき、1月中旬から2月中旬の予定とさせていただいております。

議事の内容や日程等の詳細につきましては、先ほどの点検・評価にかかわる部分、こういったものについての皆様との連絡等の中でも改めてご連絡をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

・会長

よろしいですか。

日程については、当初11月中旬から12月中旬ということでしたけれども、内容等また検討させて、1月中旬から2月の中旬と、こういうふうにもう、第4回目ですか、そうですね、第4回目の会議を予定させていただきたいということです。よろしいですか。はい、どうぞ。

・委員

そうすると、先ほど要望した内容というのは、1月のときにわかって——わかると思うんですよ、この場で公になるというのが、そこから3月までの見直しとなると、何もできませんよね。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

まず、市側のほうにご意見、ご要望等をいただくという中で、それを見させていただきながら市側としてはその対応も一緒に考えていきたいと思っております。

・委員

それによっては、例えばもしも、もしも子ども・子育て会議でさっきの計画に関して協議する場を設けましょうとなった場合には、ひょっとしたらこの11月中旬から12月初めにやることもあり得るかもしれないというふうに捉えていいですか。

・事務局

まずはいただいた内容等確認させていただいた上で、そういったその後の対応というのはそれに対応する形で考えていく必要があると思います。

・委員

であれば、やはり予定どおり11月中旬から12月にあるかもしれないということのほうがいいんじゃないでしょうか。だから、初めから1月中旬にありとなると、何かもうそんなに先送りされているのであれば、どういうふうに対応されるんだろうかと、こちら何か不信感があるんですね。

そして、実質的な対応をとって、予定どおりにこの期間にまずあるかもしれない、でも、もしかしたらこれは延びるかもしれませんが、予定を立てていただきたいという形でお話をさせていただけたほうがいいんじゃないかと思うんですが。

・事務局

現時点におきましては、なかなかあるかもしれないというお話がなかなか難しいところなんですけれども、まずは、いただいた内容を見させていただき、それを確認した上で、それに沿った対応をしていければというところで、現時点で未定な部分についてご案内を先にさせていただくのもなかなか難しいものがあるのかというところでございます。

・会長

よろしいですか、それで。

・委員

よくはないんですけども、誠意を尽くしていただきたいなと思います。

こういった、すみません、僕ばかりしゃべっていますが、僕個人の意見というよりも、僕と〇〇さんの背後にどれだけの保護者の方がそういう思いを持っていらっしゃるのかという、そういう部分を持ってこの提案を聞いていただきたいなと思います。

・会長

それでいいですか。

一応そういう意見なり要望が一部出されているということで、この場を閉めたいと思いますけど、よろしいでしょうか。それでまた、事務局と最終的には私と副会長ですか、相談しながら最終的には日程等については明らかにし、皆さんに連絡したいというふうに思っております。よろしいでしょうか。はい。

4 閉会

- ・会長

それでは、そういうことで、きょうの会議を終了させていただきます。

長時間にわたり、ご協力をありがとうございました。私の進行のまずさで9時の予定が9時15分ぐらいとなりましたけれど、本当にありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。

以 上